

# ヘルパーステーションはなはな 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社飯野の里が開設するヘルパーステーションはなはな（以下「当事業所」という。）  
が行う指定訪問介護及び第1号訪問事業又は福島市介護予防・日常生活支援総合事業（以下  
「総合事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人  
員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者（以  
下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は総合事業に  
あっては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び第1号訪問事業又は総合事業のサービ  
スを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は要介護者等の心身の特性を踏まえ、その  
有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助、  
その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地  
域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるも  
のとする。

(第1号訪問事業及び総合事業の運営方針)

第3条 第1号訪問事業及び総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を  
通じて利用者の自立を支援し生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を  
高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援  
を行うこととする。

2 第1号訪問事業及び総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始  
に当たり利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個  
別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）  
をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者又は総合事業にあっては第1号介護予防  
支援事業者へ報告することとする。

3 第1号訪問事業及び総合事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握

し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮したうえで、利用者のできることは利用者が行うことを中心としたサービス提供に努めるものとする。

(当事業所の名称等)

第4条 事業を行う当事業所の名称及び所在地、連絡先番号は次のとおりとする。

- ① 名 称 ヘルパーステーションはなはな
- ② 所在地 福島市飯野町字原田 7-22
- ③ 連絡先番号 電話：024-572-4487  
ファックス：024-561-2526

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤)

管理者は、当事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上 (常勤、介護福祉士)

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ① 訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）又は総合事業にあっては第1号訪問事業計画の、作成・変更等を行い利用の申し込みに係る調整を行うこと。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者との連携に関すること。
- ③ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び支援内容を指示するとともに、利用者の状況について情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ④ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 2名以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

① 営業日 月曜日から日曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く

② 営業時間 午前7時から午後7時までとする。

③ 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料金)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

① 身体介護

② 生活援助

2 総合事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、福島市が定める額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

一 訪問型サービス費 1 ····· 1週に1回程度

二 訪問型サービス費 2 ····· 1週に2回程度

3 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、当事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 当事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以内 500円

② 当事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上 700円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 利用料に関する書類の整備を5年間とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、福島市、二本松市、伊達郡川俣町、伊達市月館町の区域とする。

(個人情報の取り扱いに関する事項)

第9条 当事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約内容とするものとする。

(緊急時等における対応および主治医またはかかりつけ医への連絡基準)

第10条 当事業所では、利用者ごとの記録に、以下の情報を正確に記載する。

- ① 主治医またはかかりつけ医の氏名
  - ② 医療機関名および連絡先（電話番号等）
  - ③ その他必要な情報（診療科、診療時間など）
- 2 訪問介護員等がサービス提供を行っている際に、利用者の健康状態に変化が生じた場合、速やかに主治医またはかかりつけ医に連絡を行う。具体的な基準は以下の通りとする。
    - ① 利用者の体温、血圧、脈拍などの異常が見られた場合
    - ② 突然の体調不良や明らかな異変が認められた場合
    - ③ 転倒や怪我などの事故が発生した場合
    - ④ 医療機関での指示が必要と考えられる事態が発生した場合
    - ⑤ その他、職員が必要と判断した場合

3 主治医またはかかりつけ医に連絡する際は、以下の手順で行う。

- ① 利用者またはその家族への事前連絡（必要に応じて）
- ② 状況の詳細な把握と情報整理
- ③ 主治医またはかかりつけ医に状況を正確に伝える
- ④ 必要に応じて医療機関への緊急搬送を手配する

4 緊急を要する場合には、主治医またはかかりつけ医に連絡する前に、直ちに救急車を要請する。その後、主治医またはかかりつけ医および家族に連絡を行う。

5 主治医またはかかりつけ医に連絡した場合は、日時、内容、指示事項を記録し、当事業所管理者に報告する。また、利用者の家族に状況を共有する。

#### (地域との連携に関する事項)

第11条 地域との協力関係を築き、住み慣れた地域で安心した介護を提供できるように、地域住民や自治組織との連携及び交流を図り、地域に開かれた運営を行うこととする。

#### (身体的拘束の禁止)

第12条 当事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

#### (虐待防止のための措置)

第13条 当事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じるものとする。

1 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施

- 2 虐待・身体拘束廃止委員会の設置（以下、「委員会」という）
- 3 虐待及び身体拘束防止のための指針の整備
- 4 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置
- 5 その他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境づくりに努めるほか、自ら必要な措置を講じるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 当事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修も含む。）を実施する。また、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用研修 採用後3カ月以内
- ② 繼続研修 年4回

- 2 当事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社飯野の里と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

この規程は、令和8年1月1日から施行する。